

京都大学図書館改善特別委員会 (第5回)

京都大学図書館改善特別委員会(第5回)は4月13日午後3時から附属図書館において開催された。今回は主として各学部における雑誌の収集、管理利用の問題について討議された。各委員より学部における雑誌の寄贈、購入についての状況、欠本による製本の渋滞、個人寄贈の雑誌整理の問題などが出され活潑な意見が交されたが、特に寄贈、交換の場合の窓口の一本化、欠号図書の処理、ソ聯科学アカデミー発行の英訳版図書の購入、教授などの個人の所蔵にかかる図書の寄贈、地方議会の議事録の購入などのことが要望された。

京都大学附属図書館商議会 (4月27日午後3時 於 図書館会議室)

堀江議長より図書館所管事務について報告があったのち、協議事項である京都大学附属図書館規程施行細則の図書の貸出に関する条文の一部改訂、今般ゼロックス複写業務をはじめにあたり、文部大臣宛に料金表の承認申請する必要上、従来の京都大学附属図書館マイクロフィルム取扱内規を改めて、同文献複写規程を制定することになり、本館で作成した案について審議され、協議の結果、施行細則の一部改訂については一部修正のうえ、規程については原案通りそれぞれ承認された。

京都大学附属図書館規程施行細則改正点

第3条、第2項第2号

2 学生

大学院学生 1ヶ月以内

学部 学生 2週間以内

第3条第3項

ただし、第2項第2号の学生については春、夏、冬の各休業期間中に限り、右の期間によらず休業期間終了後1週間まで返却を猶予することができる

第4条第2号

2 学生

大学院学生 10冊以内

学部 学生 5冊以内

第8条 削除

京都大学附属図書館文献複写規程

第1条 京都大学附属図書館の行なう図書

その他の文献の複写(以下「複写」という。)に関しては、この規定の定めるところによる。

第2条 複写は、京都大学附属図書館規程第12条により撮影の許可をうけた者のほか、学術研究上の目的を有するものについて大学、研究所、試験所等の学術機関およびこれらの機関に所属する者の依頼に応じて行なう。

第3条 複写を依頼しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上附属図書館長に申し込むものとする。

第4条 前条により複写の申込をなした者は、別表に定める複写料金を前納しなければならない。

(2) 一旦、納付された複写料金は、いかなる理由があっても返還しない。

なお、旧京都大学附属図書館文献複写料金実費表に次の事項を加え別表とする。

ネガフィルム	ただし3コマ以下は3コマとして計算する
電子写真複写	B4 30円

京都大学貴重書展

本年も新入生の歓迎の意味をふくめて、去る4月12日より15日まで図書館において京都大学貴重書展が開催せられた。今回の展覧の特に従来と異なる点は出品はすべて各部局の所蔵であり、いわば全京大の展覧とでも称せられるものであった。この意味で展覧を通じて各部局の力強い命脈が感ぜられ、総合大学のスケールの大きさが示され新入生をはじめ、学内外の来観者が多数あって、近来にない盛況裡に無事展覧を終了した。展覧品のおもなものは次の通りである。

文学部出品 俳諧連歌抄(山崎宗鑑自筆)のほか、故西田幾多郎、故三浦周行両教授の

